

鶴岡市監査公告第21号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和8年9月15日

鶴岡市監査委員 佐藤 光 治

鶴岡市監査委員 尾 形 昌 彦

記

- 1 準拠した基準 鶴岡市監査基準（令和2年4月1日施行）
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査の対象
 - （1）対象団体等 社会福祉法人恵泉会
指定管理施設 東部保育園、松原保育園
 - （2）監査の範囲 令和7年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況
- 4 監査の着眼点
監査委員が定めた「令和8年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。
- 5 監査の主な実施内容
提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
- 6 監査の実施場所及び日程
 - （1）実施場所 監査委員事務局
 - （2）日程 監査期間 令和8年8月3日 ～ 8月10日
- 7 監査の結果
団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。

鶴岡市監査公告第22号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和8年9月15日

鶴岡市監査委員 佐藤 光 治

鶴岡市監査委員 尾 形 昌 彦

記

- 1 準拠した基準 鶴岡市監査基準（令和2年4月1日施行）
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査の対象
 - （1）対象団体等 特定非営利活動法人にじいろbase
指定管理施設 第五学区放課後児童クラブ
 - （2）監査の範囲 令和7年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況
- 4 監査の着眼点 監査委員が定めた「令和8年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。
- 5 監査の主な実施内容 提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
- 6 監査の実施場所及び日程
 - （1）実施場所 監査委員事務局
 - （2）日程 監査期間 令和8年8月3日 ～ 8月10日
- 7 監査の結果 団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。